

## 【別添】

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する法務省令案（要綱）

### 1 契約機関・出演施設の要件の厳格化

#### (1) 興行契約の当事者・内容の明確化

興行の在留資格をもって我が国において演劇，演芸，歌謡，舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動に従事しようとする外国人は，所定の要件に適合した本邦の機関（以下「契約機関」という。）との契約（以下「興行契約」という。）に基づいて当該活動に従事するとともに，興行契約において，契約機関が当該外国人に対して月額20万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されていなければならないこととする。（基準第1号口）

#### (2) 契約機関・出演施設の経営者・常勤職員の人的欠格事由の厳格化

契約機関及び当該外国人が従事する演劇等の興行が行われる施設を運営する機関の経営者及び常勤職員が，次のいずれにも該当しない者でなければならないこととする。（基準第1号口，ハ）

イ 人身取引等を行い，唆し，又はこれを助けた者

ロ 過去5年間に入管法第73条の2第1項各号に規定する外国人の不法就労活動に関与する行為を行った者

ハ 過去5年間に当該機関の事業活動に関し，外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的で，文書等の偽変造，虚偽文書等の作成，偽変造文書・虚偽文書行使等を行った者

ニ 入管法第74条から第74条の8までの罪又は売春防止法第6条から第13条までの罪により刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

#### (3) 契約機関の報酬支払に関する要件の新設

契約機関が過去3年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを要件とする。（基準第1号口）

#### (4) その他

上記改正に伴い，招へい機関が招へいすることができる興行の在留資格をもって在留する者の人数が，興行を管理し6か月以上継続雇用されている常勤職員1名について10名

以内であることとしている要件（現行基準第1号ロ(3)）を廃止する。

## 2 不法就労等のおそれが少ない興行に係る基準の緩和

外国人が次のいずれかに該当する演劇等の興行に係る活動に従事しようとする場合は、他に特段の要件に適合することを要しないこととする。（基準第2号）

イ 国・地方公共団体若しくはいわゆる特殊法人が主催する興行又は学校等において行われる興行

ロ 外国との文化交流に資する目的で国等の資金援助を受けて設立された機関が主催する興行

### ハ いわゆるテーマパークにおける興行

ニ 客席において飲食物を有償で提供せず、かつ、客の接待をしない施設（営利を目的としない本邦の公私の機関が運営するもの又は客席の定員が100人以上であるものに限る。具体的には、劇場、文化会館、ホール等）における興行

ホ 当該興行により得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が1日につき50万円以上であり、かつ、15日を超えない期間本邦に在留して行われる興行（著名な芸能人によるホテルのディナーショー、コンサート等）

## 3 その他

興行以外の芸能活動に、レコード以外の記録媒体への録音・録画を行う活動を加える。（基準第4号二）